

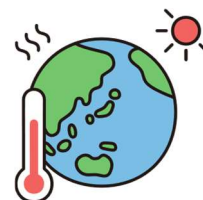
玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【概要版】

はじめに

■ 計画見直しの背景

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、平均気温の上昇、雪氷の融解等が世界的に観測されています。国内においても、強大な台風や局地的集中豪雨、記録的猛暑等が発生し、私たちの生命や暮らしに大きな影響を及ぼしています。



2021（令和3）年10月には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル宣言」、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス排出量46%削減（そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」は51%削減）が掲げられました。

熊本連携中枢都市圏では、2020（令和2）年1月に、18市町村（当時）共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本市では、2023（令和5）年10月に、熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結しており、「玉名市環境基本計画」や「玉名市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

こうした背景等を受け、取り巻く状況の変化等を的確に反映させ、今後も、本市における温室効果ガス排出量の削減を着実に進めるため、このたび、「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中間見直しを行いました。

計画に関する基本的事項

■ 本計画の目的

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、環境負荷低減の目標を定め、事業者、住民等の地球温暖化防止行動を促します。

■ 計画期間

計画期間は、**2025（令和7）年度から2030（令和12）年度**までとします。また、基準年度は、国の地球温暖化対策計画に即し、**2013（平成25）年度**とします。

■ 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、**二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）**を対象とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）については、市の事務事業において排出要因となる活動がない等の理由により対象外とします。

■ 本計画と関連のあるSDGs

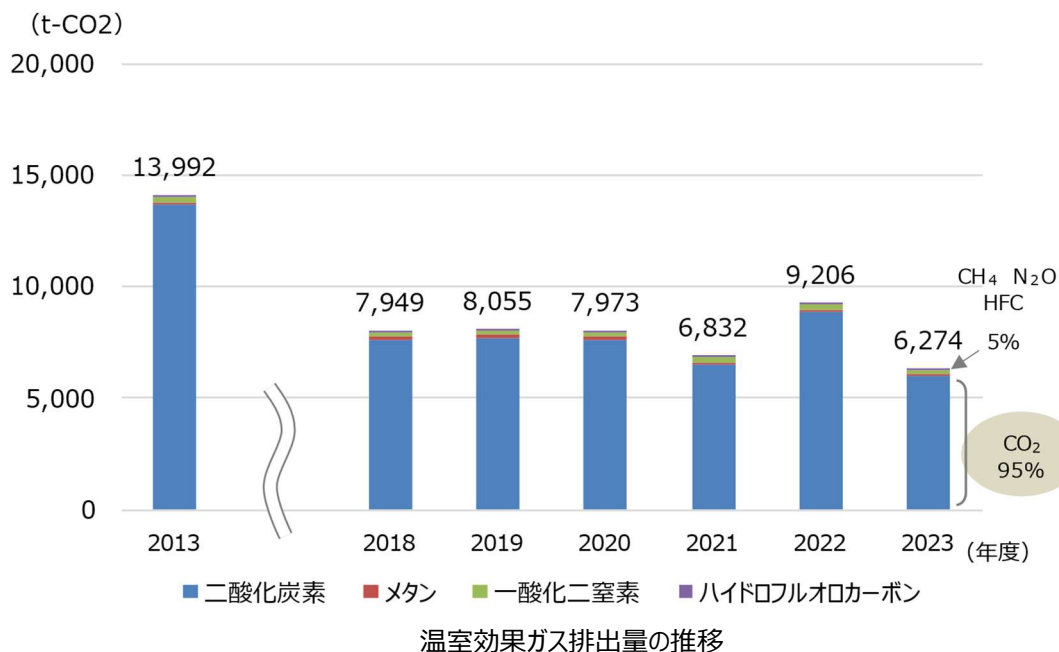


本市における温室効果ガスの排出量等の現状

■ 本市の事務事業における温室効果ガス排出量

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの95%強を二酸化炭素が占めています。

温室効果ガス排出量の推移をみると、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあります。2023（令和5）年度の総排出量は6,274t-CO₂であり、2013（平成25）年度と比較して55%の削減となっています。

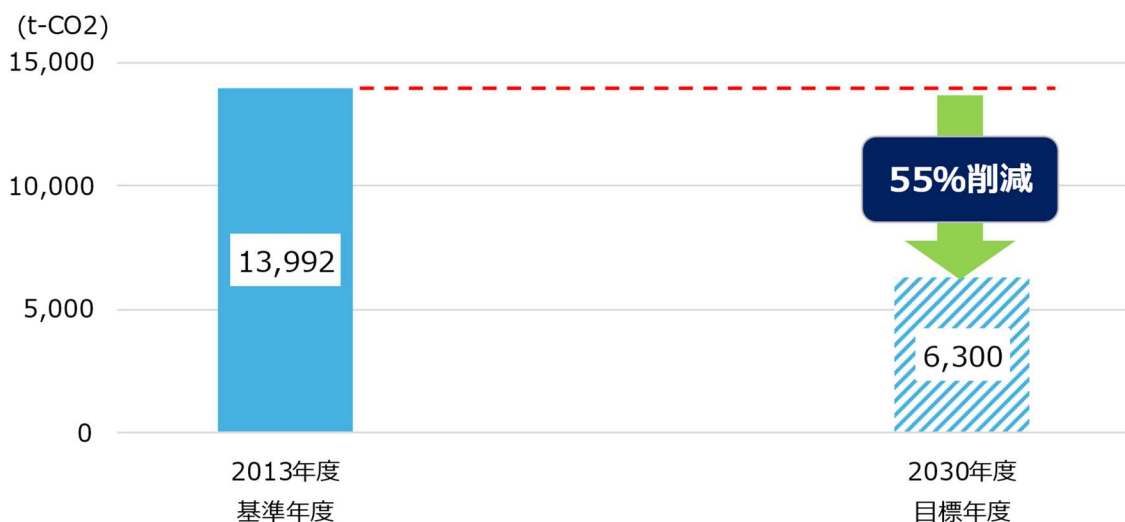


温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標の設定

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度から55%削減しているものの、新たに公共施設の共用が開始されたことや、新型コロナウイルス感染症から平常時への移行による公共施設の稼働状況の回復、気温上昇等により、今後、公共施設におけるエネルギー消費量が増加していくことが推測されます。

このような状況を踏まえ、2030（令和12）年度における温室効果ガスの削減目標を以下のとおり設定します。

2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比 **55%削減**



※2030年度の電気の排出係数 0.25kg-CO₂/kWh と見込んだ場合。

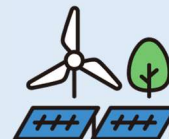
目標達成に向けた取組(抜粋)

設定した温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、以下の3つの項目に分け取組を推進します。

また、本計画において、特に重点的に推進する取組を「重点取組」として位置づけます。

1 施設の管理・運営等に関する取組（施設管理者としての取組）

- 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入により、断熱性の向上に努める。
- 熱源や空調機器については高効率機器へ更新する。
- 冷暖房は適正な室温（原則、冷房 28℃、暖房 18℃）になるよう温度を設定する。
- エアコンフィルターの定期的な清掃や管理を行う。
- 脱炭素化された電力による電化を検討する。



2 日常業務における取組（職員としての取組）

- 始業前や残業時、昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯する。
- パソコン、プリンター、コピー機を省エネモードに設定する。
- 階段を利用し、エレベーターの利用を減らす。
- プロジェクターや電子端末、タブレットを活用することにより会議のペーパーレス化に努める。
- 環境配慮製品の購入に努める。
- 使用済みファイル等事務用品の再使用に努める。



3 その他

- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者回収により再利用を図る。
- 庁内文書等により、職員に対し省エネに向けた取組の周知啓発を行う。

重点取組	
太陽光発電の導入検討	○ 公共施設における太陽光発電導入可能性調査を実施する。 ○ 可能性調査の結果を踏まえ、設置可能な市保有の建築物に太陽光発電設備の設置を検討する。 ○ 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電設備の導入を検討する。 ○ ペロブスカイト太陽電池の導入を検討する。
新築建築物のZEB化	○ 建築物の新築又は建替え、大規模改修の設計においては、ZEB化を検討する。
LED照明の導入	○ 照明機器の更新時には、LED照明を導入し、既存設備を含めた市全体のLED照明の導入割合を2030（令和12）年度までに100%とする。
電動車の導入	○ 公用車の更新・新規導入の際は、特殊車両等の一部を除き、次世代自動車を基本とする。

計画の進捗管理の仕組み

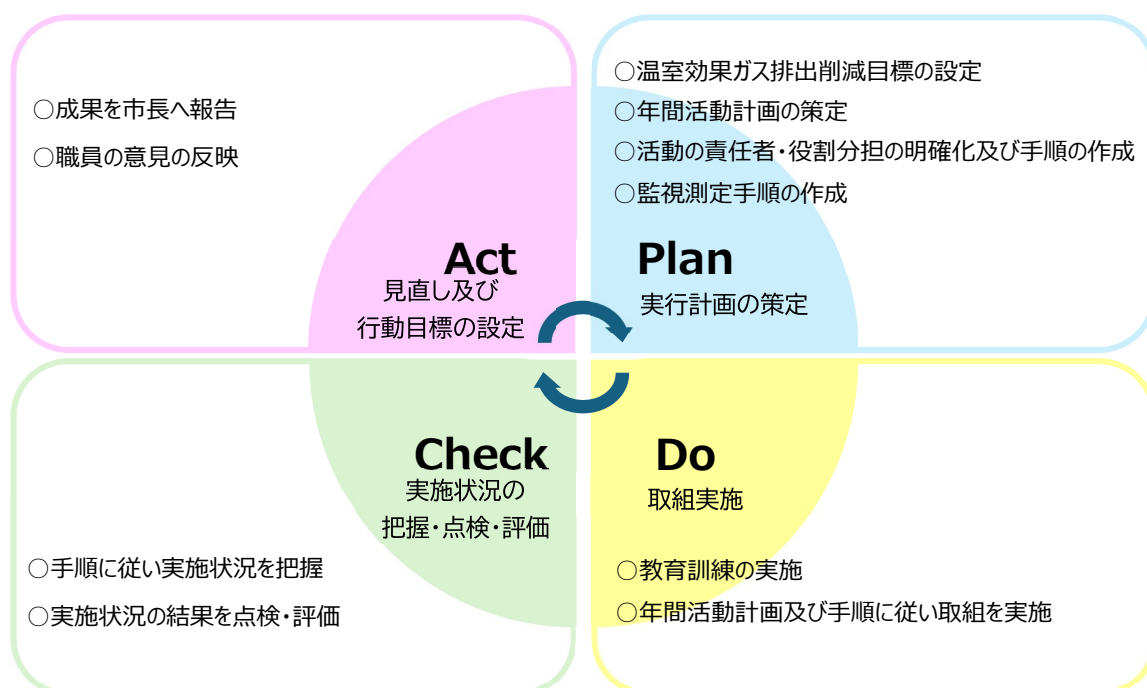
■ 推進体制・点検体制

計画の推進にあたっては、「玉名市地球温暖化対策の推進に関する要綱」に基づき、全庁的に推進します。なお、本市においては、計画期間が長期間に及ぶこと、及び継続的に改善する必要があることから実行推進体制と点検・評価体制として、玉名市地球温暖化対策会議（エコプロジェクト）を設置しています。

毎年度、取組状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための調査を全庁的に行い、取組の進捗状況を点検します。

■ 進捗管理の仕組み

本計画の効果的、効率的な推進を図るために、PDCAサイクル区分に沿ったカーボン・マネジメントシステムの考え方を取り入れた推進体制を構築し、計画の継続的な改善を目指します。



■ 点検・評価及び公表

事務局は、施設所管課から報告された毎年度の温室効果ガスの排出状況等を取りまとめ、評価を行います。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）分析や研修等への取組の進捗で行います。

本計画の進捗状況及び点検・評価の結果については、毎年度、ホームページや広報により公表します。また、行政の取組を公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮に向けた行動を促すことが期待されます。